

仙台市事業所断熱改修促進補助金

申請の手引き

申請の前に必ずご確認ください

1. この補助金を申請するためには、次の要件を満たす必要があります。

なお、本手引きにおける「新規創業者」とは現在事業を営んでいない個人であってこれから事業を開始しようとする者をいいます。

(1) 申請者が、法人又は個人事業主の場合

- 市内に事業所、工場、店舗等を設置している、又は新たに設置しようとする者
- 申請者と使用者が同一の場合、温室効果ガス削減アクションプログラムに参加していること
- 同一年度内において本補助金の申請を行っていないこと
- 事業を開始した日から1年を経過していない場合、本市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受けていること

(2) 申請者が、新規創業者の場合

- 市内に新たに事業所、工場、店舗等を設置しようとする者
- 申請者と使用者が同一の場合、温室効果ガス削減アクションプログラムに参加していること
- 本市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受けていること
- 同一年度内において本補助金の申請を行っていないこと

2 事業実施に際しては、次の要件を満たす必要があります。

- 市から「交付決定通知書」が届いてから、着手すること。

3 次の場合は、補助金を交付することができません。

- 補助事業を実施する年度の1月末日までに「実績報告書」が提出されなかった場合
- 交付決定前に事業に着手した場合

※着手とは、窓断熱改修に関する工事(窓の出荷等含む)に着手することです。

令和8年4月

仙台市環境局脱炭素経営推進課

仙台市事業所断熱改修促進補助金を 申請される皆様へ

当補助金に交付を申請される方におきましては、以下の点につきまして、十分にご確認された上で申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が仙台市に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 仙台市から補助金の交付決定通知を受け取る前に、補助対象事業に着手した場合は補助を受けられません。
3. この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途(譲渡、交換、貸付など)に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用行ってください。なお、仙台市は必要に応じて、設備の管理状況等について現地調査等を行うことがあります。
4. 耐用年数の期間内に設備を処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書(様式第19号)」を仙台市に提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。

目次

1.目的	-1-
2.申請の期限	-1-
3. 申請フロー	-1-
4. 補助対象	-2-
(1)補助対象設備の補助要件	-2-
(2)補助対象者	-2-
(3)補助対象事業	-3-
(4)補助対象経費	-3-
5. 補助金額	-3-
6. 申請の手続き	-4-
(1)交付申請	-4-
様式第1号記入例	-6-
様式第2号記入例	-7-
様式第3号記入例	-8-
様式第4号記入例	-9-
様式第5号記入例	-10-
様式第6号記入例	-11-
(2)交付決定	-12-
(3)補助事業の着手	-12-
(4)変更の手続き	-12-
(5)中止・廃止の手続き	-12-
(6)実績報告	-12-
様式第13号記入例(1/2)	-14-
様式第13号記入例(2/2)	-15-
様式第14号記入例	-16-
様式第15号記入例	-17-
(7)補助金交付額の確定	-19-
(8)補助金の交付請求	-19-
様式第17号記入例	-20-
(9)補助金の支払い	-21-
7. 取得財産の管理・処分	-21-
8. 条例に基づく温室効果ガス削減報告書の提出及び補助事業完了後の市への協力	-21-

1. 目的

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例(令和元年仙台市条例12号。以下「条例」といいます。)第4条第1項の規定に基づき、仙台市域における地球温暖化対策等を推進するため、事業所の断熱改修事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

2. 申請の期限

令和8年12月24日まで

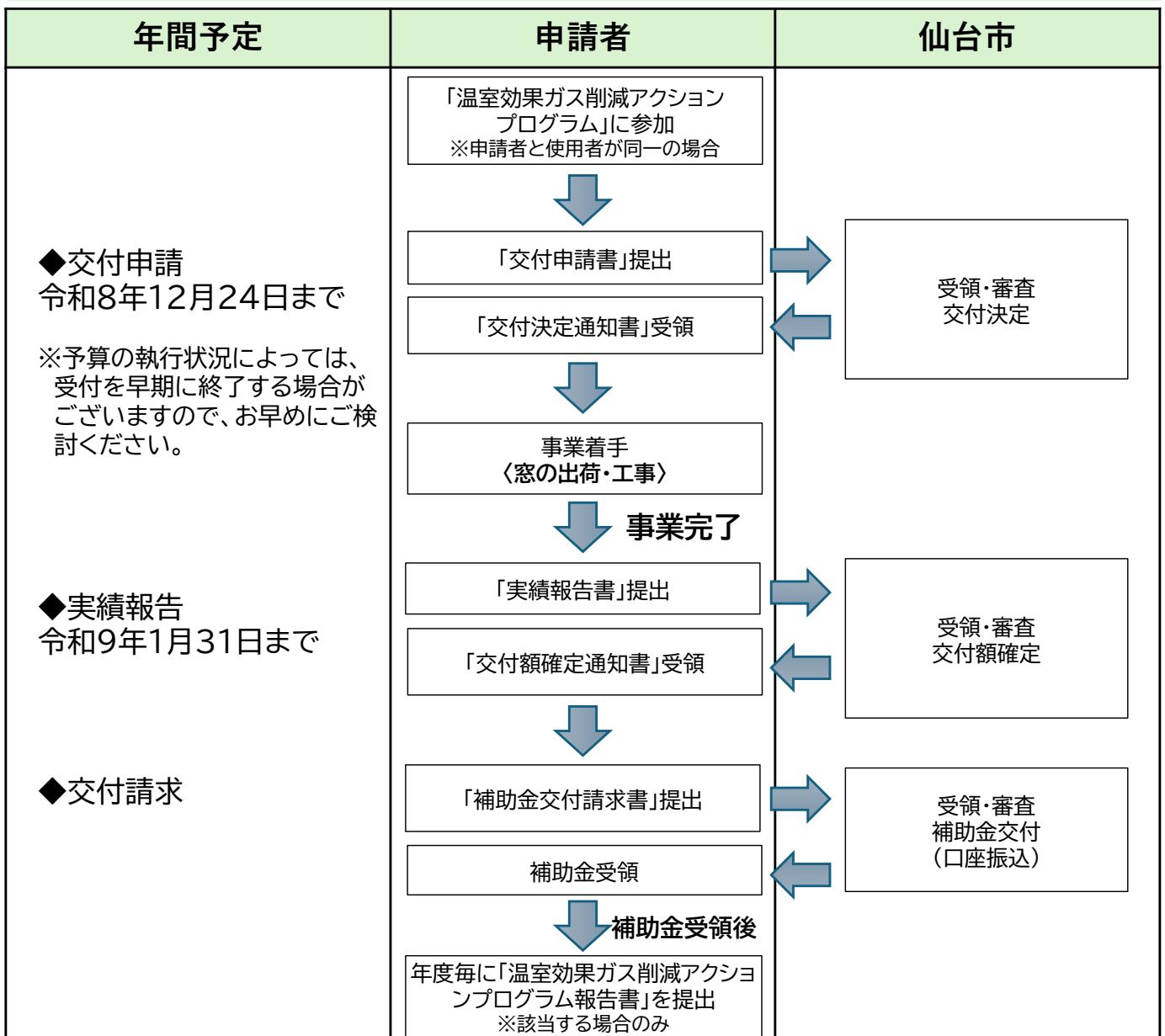
※**事業着手前**までに交付申請書を提出する必要があります。

事業着手予定日に関わらず「**交付決定通知書**」受領後の着手でなければ補助金を受けられませんので**ご注意ください**。提出書類の不備等により、交付決定が事業着手予定日より遅くなった場合でも、「交付決定通知書」受領後に着手していただく必要があります。

※**令和9年1月31日**までに実績報告を行う必要があります。

※交付申請又は実績報告の提出期限が休日(土曜日、日曜日又は祝日)に当たる場合は、休日の翌開庁日までに提出を行ってください。

3. 申請フロー



4. 補助対象

(1) 補助対象設備の補助要件

区分	補助要件
窓断熱改修工事	既存の窓の断熱改修工事を実施する場合(建て替えに伴うものを除く)であって、以下の各号のいずれかの要件を満たす窓を対象とする。 (1) 内窓設置又は外窓交換によるもので、導入するガラスの種類がLow-E複層ガラスで、サッシの性能が木製、樹脂製、アルミ木複合製又はアルミ樹脂複合製のいずれかであること。 (2) ガラス交換又は既存ガラスに新たなガラスを貼り付けるもので、新たに設置するガラス種類はLow-E複層ガラスであること。

※同一年度内に同一の事業所を申請できるのは1事業者につき1回のみです。

(2) 補助対象者

この補助金の対象者は、以下の次のすべての要件に該当する方です。

ア 市内において事業所、病院、学校、工場、店舗等を使用している、又は新たに使用しようとする者
イ アに貸し付けている者

ア、イのいずれかに該当し、以下の全ての条件に当てはまる事業者が対象になります。

- 申請者と使用者が同一の場合、「温室効果ガス削減アクションプログラム(※1)」に参加している方
- 仙台市の市税を滞納していない方(個人事業主の場合は、個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を滞納していないこと。法人の場合は、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する方に限ります。)を行い、かつ、市税を滞納していないこと。)
- 暴力団等と関係を有していない方
- 同一年度内に同一の事業所等を対象として、申請を行っていない方
- 補助対象事業について仙台市が実施する他の補助金の交付決定を受けていない方
- 新規創業者又は事業を開始した日から1年を経過していない場合、産業競争力強化法第127条第1項の規定による本市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援(※2)を受けていること

※1 温室効果ガス削減アクションプログラムの詳細は、以下のホームページをご覧ください。

URL: <https://www.city.sendai.jp/ondanka/jigyosha/actionprogram/seido.html>

なお、新たに設置する事業所等に補助対象設備を導入する中小企業者等、新規創業者の場合は、以下のホームページに掲載している計画書様式を使用してください。

URL: <https://www.city.sendai.jp/ondanka/jigyosha/actionprogram/hojokin/dannetsu.html>

※2 特定創業支援等事業による支援の詳細は、以下のホームページをご覧ください。

URL: <https://www.city.sendai.jp/startup-sogyo/jigyosha/kezai/jigyosho/joho/hakko.html>

(3) 補助対象事業

市内の事業所、病院、学校、工場、店舗等について行う窓断熱改修工事であって、次の要件を満たす必要があります。

- 申請者と使用者が同一の場合にあっては、「温室効果ガス削減アクションプログラム」に参加していること
- 事業実施による二酸化炭素排出量削減効果を定量的に把握できること

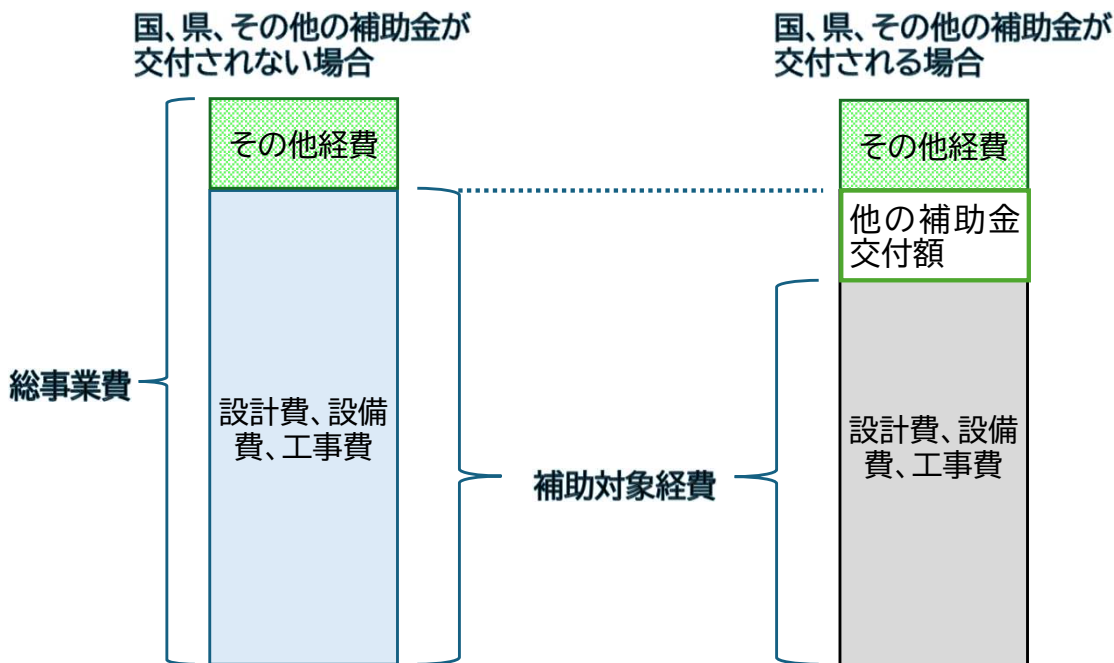
(4) 補助対象経費

この補助金で対象とする経費は、以下の経費(全て税抜金額)に限ります。

経費の区分	内容
設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費(自ら実施する場合を除く。)
設備費	補助対象事業の実施に必要な材料等の購入に要する経費(自ら実施する場合を除く。)
工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費(自ら実施する場合を除く。また、廃棄処分に係る経費を除く。)

※ ただし、国又は宮城県その他の団体から補助金が交付される場合は、当該補助金相当額を控除した額を補助対象経費とします。

※ 補助対象経費に認められない「その他経費」の例として、「諸経費」などがあります。



5. 補助金額

交付する補助金の額は、以下のとおりです。ただし、補助金の額の千円未満の端数は切り捨てます。

区分	補助金の額
窓断熱改修工事	補助率:補助対象経費の1/3以内 補助上限:300万円

6. 申請の手続き

(1) 交付申請

受付期間内(令和8年12月24日まで)に、次表の必要書類を郵送又は持参により仙台市環境局脱炭素経営推進課宛てに提出してください。

工事請負業者等による申請代行は出来ません。必ず申請者自身で手続きを行ってください。

○受付場所: 〒980-0802

仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階 脱炭素経営推進課

○申請書類の入手方法: 市HPからダウンロードすることが出来ます。

【市HPのトップページ】

事業者向け情報 ⇒ 環境・衛生 ⇒ 環境保全 ⇒ 地球温暖化対策推進に関する支援制度等について
⇒ ビジネスをエコUP(省エネに関する事業者向け補助金等) ⇒ 仙台市事業所断熱改修促進補助金

【注意点】

- ア **事業着手前**に交付申請書を提出してください。ただし、交付申請書と必要書類が全て揃った時点で受理します。
- イ **申請を受理してから30日以内**に書類審査(場合によっては現地調査を実施)を行い、交付決定・不交付決定を申請者本人宛てに通知します。なお、後述の書類是正に要する期間は30日に含まれません。
- ウ **交付申請書に記載された日付と、書類を提出する日が1ヶ月以上ずれている場合は、書類を是正していただきます。**この際、添付書類(登記事項証明書等)が有効期間外の場合は再度取得していただく可能性があります。
- エ 申請書類に記載内容の不備等があった場合には、書類の是正が必要となりますが、**連絡後10日以内**に是正されない場合は申請書類一式を返却することがあります。
- オ 申請書類を訂正するために修正液や修正テープでは訂正できません。
- カ 受理した申請は**先着順に審査します**。ただし、予算額に達した以降の申請については補欠として受け付けますが(受理ではありません)、一定数に達した時点で申請受付期間内であっても、受付を終了します。予算残額は市ホームページで公表し定期的に更新しますのでご確認ください。
- キ **申請者の市税納付状況確認で市税の完納を確認できなかった場合は、「市税の滞納がないことの証明書」を提出していただく必要があります。**未納となっている市税があれば納付のうえ、最寄りの区役所または総合支所で「市税の滞納がないことの証明書」(一通300円の手数料が必要)の交付を受けて、脱炭素経営推進課に提出してください。
- ク 提出された書類について問い合わせをする場合がありますので、交付申請書類のコピーを保管してください。

【交付申請に必要な書類】

	書類名	備考
①	補助金交付申請書	・様式第1号
②	事業計画書	・様式第2号
③	収支予算書	・様式第3号
④	見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・2社以上の相見積もり書(競争入札の場合は、競争入札したことが分かる書類) ・ただし、断熱改修以外の工事も含み、すでに契約締結している場合にあっては、契約者1社の見積書とすることができる ・改修工事の部材費用及び一体不可分工事費用が分かるもの ・窓毎の寸法が記載されていること
⑤	(法人の場合) 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・原本 ・交付日が交付申請書提出前90日以内のもの
	(個人事業主の場合) 開業等届出書及び住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・開業等届出書は写し ・住民票は申請者本人の原本 ・マイナンバーが記載されていないこと ・交付日が交付申請書提出前90日以内のもの
	(新規創業者の場合) 住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票は申請者本人の原本 ・マイナンバーが記載されていないこと ・交付日が交付申請書提出前90日以内のもの
⑥	登記事項証明書(建物) (全部事項証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・原本 ・交付日が交付申請書提出前90日以内のもの
⑦	(申請者が賃借人の場合) 賃貸契約書の写し	・事業所等の所有者との賃貸契約が確認できるもの
⑧	建物の他所有者からの同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第4号 ・すべての所有者からの同意を得ること
⑨	暴力団員に該当しないことの 誓約書	・様式第5号
⑩	導入する窓の仕様が分かる書類	・カタログ等
⑪	導入する窓の設置予定場所の現 況写真	・様式第6号(カラー写真に限る)
⑫	特定創業支援等事業の支援を受 けたことの証明書の写し	申請者が新規創業者又は事業を開始した日から1年を経過しない者(法人もしくは個人事業主)の場合のみ提出が必要です。
⑬	市税の滞納がないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・交付日が交付申請書の提出前30日以内のもの ・申請者については、市税納付状況確認に同意した場合は不要 ・区役所、総合支所で交付を受けてください
⑭	その他市長が必要と認める書類	・該当する場合のみ

※申請者と使用者が同一の場合は事前又は同時に「温室効果ガス削減アクションプログラム」の参加が必要です。

様式1号記入例

様式第1号

仙台市事業所断熱改修促進補助金交付申請書

(あて先) 仙台市長

申請書を提出する日付を記入してください。

令和8年4月21日

郵便番号 〒 980-0802

住所 仙台市青葉区二日町●番●号

申請者 名称 ●●株式会社

代表者氏名 代表取締役 仙台 太郎

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条第1項及び仙台市事業所断熱改修促進補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

該当箇所にチェックを入れてください。

1 補助対象事業を実施する建物	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 申請者住所と異なる（以下に記入） []
	所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者が所有（共有者なし） <input type="checkbox"/> 申請者が所有（共有者あり）⇒同意書（様式第4号）添付 <input type="checkbox"/> 申請者が非所有⇒同意書（様式第4号）添付
2 補助対象経費	「様式第3号」を入力すると表示されます。 金 2,800,000円	
3 補助金交付申請額	金 933,000円	
4 市税納付状況確認	私（法人（団体）含む）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を環境局脱炭素経営推進課が税務担当課に照会することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません （証明書の添付が必要になります）	

該当箇所にチェックを入れてください。

様式2号記入例

様式第2号

事業計画書

1 申請者の概要

主たる事業 自動車部品の製造

複数の業種にまたがる場合は、「売上が大きい」等の理由から主な事業を判断してください。

2 補助事業実施予定期間

着手予定日 令和8年5月10日 完了予定日 令和9年1月31日

工事完了（支払いまで完了）する予定日を記載してください。

3 補助事業により導入する窓の概要

工事箇所番号	工法(※1)	サッシの材質(※2)	ガラスの種類(※3)	寸法等				設置場所
				幅(mm)	高さ(mm)	数量(枚)	面積(m ²)	
1	内窓設置	樹脂製	Low-Eペア	1650	2100	1	3.465	1階会議室①
2	内窓設置	樹脂製	Low-Eペア	1200	2750	1	3.300	1階会議室②
3	内窓設置	樹脂製	Low-Eペア	1500	1750	1	2.625	1階会議室③
4	内窓設置	樹脂製	Low-Eペア	800	1500	1	1.200	2階事務室北側①
5	外窓交換	樹脂製	Low-Eトリプル	1800	2750	1	4.950	2階事務室北側②
6	外窓交換	樹脂製	Low-Eトリプル	1800	2750	1	4.950	2階事務室南側①
7	外窓交換	樹脂製	Low-Eトリプル	1650	1750	1	2.887	2階事務室南側②
8	外窓交換	樹脂製	Low-Eトリプル	1650	1750	1	2.887	3階事務室北側①
9	ガラス交換等	既存のまま	Low-Eペア	1300	2750	1	3.575	3階事務室南側①
10	ガラス交換等	既存のまま	Low-Eペア	1800	2750	1	4.950	3階事務室東側①
11	ガラス交換等	既存のまま	Low-Eペア	1800	2750	1	4.950	3階事務室西側①
12	ガラス交換等	既存のまま	Low-Eペア	2100	2750	1	5.775	3階事務室西側②
13	ガラス交換等	既存のまま	Low-Eペア	2100	2750	1	5.775	3階事務室西側③
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

工事契約を結んだ日もしくは実際に現場において工事に着手する予定日を記載してください。

窓の概要を記載してください。番号が不足する場合は、別紙に記載してください。

- (※1) 工法：内窓設置、外窓交換、ガラス交換等
- (※2) サッシの材質：木製、樹脂製、アルミ木複合製、アルミ樹脂複合製、既存のまま
- (※3) ガラスの種類：Low-Eペア、Low-Eトリプル

4 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）

施工する窓の合計面積	×	係数	=	二酸化炭素排出量の削減見込量
51.289 m ²		21.64		1,109 kg-CO ₂

事業者温室効果ガス削減計画書（温室効果ガス削減アクションプログラム）の提出年月日を記載してください。

5 温室効果ガス削減アクションプログラムへの参加状況（※該当する場合のみ記載）

参加年月日	令和8年4月10日
-------	-----------

6 補助金交付申請額の算定

(1) 補助対象経費(税抜)①	3,000,000円
(2) 控除額(他補助金の合計額)②	200,000円
(3) 他補助金控除後の補助対象経費③ (①-②)	2,800,000円
(4) 補助金交付申請額 (③×1/3(千円未満切捨て)と300万円を比較して低い額)	933,000円

「様式第3号」を入力すると反映されます。

※①の金額は、様式第3号 収支予算書の「2 支出」の小計の金額と一致すること。

※②の金額は、様式第3号 収支予算書の「1 収入」の「他補助金」の金額の合計と一致すること。

様式3号記入例

様式第3号		
収支予算書		
1 収入		
区分	予算額	備考
自己資金（借入金含む）	2,167,000 円	
市補助金	933,000 円	仙台市事業所断熱改修促進補助金
他補助金	国	200,000 円 ●●●●●補助金
	県	円
	その他	円
合計	3,300,000 円	

本市以外の補助金を申請している場合は記入してください。また備考欄にその補助金の名称を記載してください。

※補助対象経費に係る収入のみを記載すること。
 ※合計の金額は、下記「2 支出」の合計の金額と一致すること。
 ※他補助金（国、県及びその他）を受ける場合は、備考欄にその名称を記載すること。

2 支出		
費目	予算額	備考
補助対象経費（税抜）	設計費	250,000 円
	材料費	2,000,000 円
	工事費	750,000 円
小計	3,000,000 円	
消費税	300,000 円	消費税率10%
合計	3,300,000 円	

補助対象経費を費目ごとに記入してください。

※補助対象経費に係る支出のみを記載すること。
 ※小計の金額は、様式第2号 事業計画書の「6 補助金交付申請額の算定」の①の金額と一致すること。
 ※合計の金額は、上記「1 収入」の合計と一致すること。
 ※複数の工事契約を行う予定の場合はその合計額を記載し、備考欄に見積りごとの金額を記載すること。

様式4号記入例

様式第4号

仙台市事業所断熱改修促進補助金同意書

令和8年4月21日

本様式は、登記事項証明書（全部事項証明書）上、申請者の他に所有者がいる場合のみ提出が必要です。

(あて先) 仙台市

事業所等の所有者（同意者）

事業所等の所有者（同意者）

氏名※ <small>(法人にあっては名称及び代表者職氏名)</small>	フリガナ アオバ ジロウ 青葉 次郎	印
住所	〒 980-0802 ●●県●●市●●町●●丁目●番●号	
電話番号	●●● - ●●● - ●●●	

※氏名は署名をすること。署名が困難な場合は、記名押印も可とする。

私が所有する建築物について、下記のとおり補助対象設備を設置すること及び仙台市事業所断熱改修促進補助金を申請することに同意します。

記

1 申請者の氏名	●●株式会社 代表取締役 仙台 太郎
2 申請者の住所	〒 9800802 仙台市青葉区二日町●番●号
3 補助対象事業の所在地	仙台市青葉区二日町●丁目●番●号

様式5号記入例

様式第5号

暴力団等と関係を有していないことの誓約書

令和8年4月21日

仙 台 市 長 様

申請者の住所又は所在地 仙台市青葉区二日町●番●号

申請者の氏名又は名称 ●●株式会社

代表取締役 仙台 太郎

仙台市補助金等交付規則施行要領第3条第2項の規定に基づき、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。また、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

日付や申請者情報が転記されていますので、そのまま印刷をしてください。

様式6号記入例

様式第6号

仙台市事業所断熱改修促進補助金 工事前写真

工事箇所番号 1



工事箇所番号 2

工事箇所毎に番号を記載してください。
※「補助事業計画書（様式第2号）」と番号を対応させること

工事箇所番号 3

- ・必ず室内側から撮影してください
- ・正面ではなく斜めから窓を撮影してください
- ・工事箇所毎に1枚撮影してください

工事箇所番号 4

工事箇所番号 5

工事箇所番号 6

工事箇所番号 7

工事箇所番号 8

(2) 交付決定

審査の結果、交付申請内容が適正である時は申請者本人宛てに交付決定通知書を送付します。

(3) 補助事業の着手

補助対象者は、交付決定の通知を受けた後に、補助事業に着手してください。なお、「補助事業の着手」とは、窓断熱改修工事に着手すること(窓の出荷等含む)です。

【注意点】

※交付決定前に事業に着手すると、補助を受けられなくなります。

(4) 変更の手続き

交付決定後に補助事業の内容の変更(交付決定を受けた補助金の額の変更(減額)、補助対象窓の変更)をする場合は、着手前に承認を得る必要があります。

※補助金の増額は認められません。

様式第9号に必要書類を添えて仙台市環境局脱炭素経営推進課宛てに提出してください。

ただし、以下の内容に関しては、軽微な変更とみなし変更承認は必要としません。

- ・補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの。
- ・補助事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないもの。

なお、補助事業の変更内容で変更承認が必要かわからない場合は、仙台市脱炭素経営推進課までお問い合わせください。

(5) 中止・廃止の手続き

補助事業を中止・廃止する場合は、様式第10号を仙台市環境局脱炭素経営推進課宛てに提出してください。

(6) 実績報告

補助事業が完了したときは、令和9年1月31日までに次表の必要書類を持参により仙台市環境局脱炭素経営推進課宛てに提出してください。

【注意点】

- ア 令和9年1月31日までに実績報告書を提出しなかった場合は補助金を交付できません。
- イ 提出された書類について問い合わせをする場合がありますので、実績報告書類のコピーを保管してください。
- ウ 令和9年1月31日をもって補欠の効力は失われます。

【実績報告に必要な書類】

	書類名	備考
①	実績報告書	・様式第13号
②	収支決算書	・様式第14号
③	補助対象経費の支払いを証する書類の写し	・領収書等、補助対象経費を負担したことが分かるもの ・補助対象経費以外が含まれる場合は内訳が分かるものを添付すること
④	補助事業に係る工事請負契約書の写し	・申請者の氏名、住所、工事場所、押印、契約日等を確認できること(工事請書の写しでも可)
⑤	補助事業により導入した窓の設置状態が確認できる写真等	・様式第15号(カラー写真に限る)
⑥	出荷証明書等の写し	・参考様式を基に記載すること
⑦	事業所等の設置を確認できる書類	申請者が法人、個人事業主であって、新たに設置する事業所等で窓断熱改修工事を行う場合のみ提出が必要です。 ・事業所開設案内の広告等
⑧	開業を確認できる書類	申請者が新規創業者の場合のみ提出が必要です。 ・開業等届出書や事業所開設案内の広告等
⑨	その他市長が必要と認める書類	・該当する場合のみ

様式13号記入例(1/2)

様式第13号

仙台市事業所断熱改修促進補助金実績報告書

令和9年1月10日

(あて先) 仙台市長

郵便番号 〒 980-0802

住所 仙台市青葉区二日町●番●号

申請者 名称 ●●株式会社

代表者氏名 代表取締役 仙台 太郎

令和8年4月30日付け仙台市（R8環脱経）指令第1111号で交付決定を受けました標記の補助金について、補助事業が完了したので、仙台市補助金等交付規則第12条及び仙台市事業所断熱改修促進補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業完了日

「工事の完了」「補助対象経費の支払い（領収書の受領）」の全てが完了する日を記載

令和8年12月28日

<記入・提出するときの注意点>

(1) 交付決定番号は、郵送しました「補助金交付決定通知書」に記載されています。「補助金交付決定通知書」を確認のうえ、記入してください。

「2 補助事業実施期間」の「完了日」を入力すると反映されます。

印刷範囲外にある以下の箇所に、交付決定通知書に記載されている日付や番号を記入してください。

仙台市事業所断熱改修促進補助金実績報告書	
令和9年1月10日	
(あて先) 仙台市長	
郵便番号 〒	980-0802
住所	仙台市青葉区二日町●番●号
申請者 名称	●●株式会社
代表者氏名	代表取締役 仙台 太郎
令和8年4月30日付け仙台市（R8環脱経）指令第1111号で交付決定を受けました標記の補助金について、補助事業が完了したので、仙台市補助金等交付規則第12条及び仙台市事業所断熱改修促進補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。	
記	
1 事業完了日	「工事の完了」「補助対象経費の支払い（領収書の受領）」の全てが完了する日を記載 令和8年12月28日
<記入・提出するときの注意点>	
(1) 交付決定番号は、郵送しました「補助金交付決定通知書」に記載されています。「補助金交付決定通知書」を確認のうえ、記入してください。	

▼交付決定通知に記載された「交付年月日」と「番号」を入力してください。

交付決定年月日	令和8年4月30日	交付決定番号	1111
---------	-----------	--------	------

←「2 補助事業実施期間」の「事業完了日」を入力すると表示されます。

様式13号記入例(2/2)

2 補助事業実施期間

着手日	令和8年5月10日	完了日	令和8年12月28日
-----	-----------	-----	------------

支払いまで完了した日付

3 補助事業により導入した窓の概要

工事箇所番号	工法(※1)	サッシの材質(※2)						場所
1	内窓設置	樹脂製						
2	内窓設置	樹脂製	Low-Eペア	1,200	2,750	1	3,300	1階会議室②
3	内窓設置	樹脂製	Low-Eペア	1,500	1,750	1	2,625	1階会議室③
4	内窓設置	樹脂製	Low-Eペア	800	1,500	1	1,200	2階事務室北側①
5	外窓交換	樹脂製	Low-Eトリプル	1,800	2,750	1	4,950	2階事務室北側②
6	外窓交換	樹脂製	Low-Eトリプル	1,800	2,750	1	4,950	2階事務室南側①
7	外窓交換	樹脂製	Low-Eトリプル	1,650	1,750	1	2,887	2階事務室南側②
8	外窓交換	樹脂製	Low-Eトリプル	1,650	1,750	1	2,887	3階事務室北側①
9	ガラス交換等	既存のまま	Low-Eペア	1,300	2,750	1	3,575	3階事務室南側①
10	ガラス交換等	既存のまま	Low-Eペア	1,800	2,750	1	4,950	3階事務室東側①
11	ガラス交換等	既存のまま	Low-Eペア	1,800	2,750	1	4,950	3階事務室西側①
12	ガラス交換等	既存のまま	Low-Eペア	2,100	2,750	1	5,775	3階事務室西側②
13	ガラス交換等	既存のまま	Low-Eペア	2,100	2,750	1	5,775	3階事務室西側③
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

申請前に工事契約している場合は、窓の出荷日等
申請後に契約締結している場合は、契約締結日

窓の寸法等申請書に記載した内容から変更がある場合には修正して記載してください。

(※1) 工法：内窓設置、外窓交換、ガラス交換等

(※2) サッシの材質：木製、樹脂製、アルミ木複合製、アルミ樹脂複合製、既存のまま

(※3) ガラスの種類：Low-Eペア、Low-Eトリプル

4 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）

施工する窓の合計面積	×	係数	=	二酸化炭素排出量の削減見込量
51.289 m ²		21.64		1,109 kg-CO ₂

5 補助金交付請求額の算定

(1) 補助対象経費(税抜)①	3,000,000 円
(2) 控除額(他補助金の合計額)②	200,000 円
(3) 他補助金控除後の補助対象経費③ (①-②)	2,800,000 円
(4) 補助金交付請求額 (③×1/3(千円未満切捨て)と300万円を比較して低い額)	933,000 円

※①の金額は、様式第14号 収支決算書の「2 支出」の小計の金額と一致すること。

※②の金額は、様式第14号 収支決算書の「1 収入」の「他補助金」の金額の合計と一致すること。

様式14号記入例

様式第14号		
収支決算書		
1 収入		
区分	決算額	備考
自己資金（借入金含む）	2,167,000 円	
市補助金	933,000 円	仙台市事業所断熱改修促進補助金
他補助金	国	200,000 円 ●●●●●●補助金
	県	円
	その他	円
合計	3,300,000 円	

申請書に記載した内容から変更がある場合には修正して記載してください。変更のない場合には申請書と同じように記載ください。

※補助対象経費に係る収入のみを記載すること。
 ※合計の金額は、下記「2 支出」の合計の金額と一致すること。
 ※他補助金（国、県及びその他）を受ける場合は、備考欄にその名称を記載すること。

2 支出		
費目	決算額	備考
補助対象経費（税抜）	設計費	250,000 円
	材料費	2,000,000 円
	工事費	750,000 円
小計	3,000,000 円	
消費税	300,000 円	消費税率10%
合計	3,300,000 円	

※補助対象経費に係る支出のみを記載すること。
 ※小計の金額は、様式第13号 実績報告書の「5 補助金交付請求額の算定」の①の金額と一致すること。
 ※合計の金額は、上記「1 収入」の合計と一致すること。
 ※※複数の工事契約を行った場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

様式15号記入例

様式第15号

仙台市事業所断熱改修促進補助金 工事後写真

工事箇所番号 1



工事箇所番号 2

工事箇所毎に番号を記載してください。
 ※「補助金実績報告書（様式第12号）」と番号を対応させること

工事箇所番号 3

工事箇所番号 4

- ・必ず室内側から撮影してください
- ・工事前、工事後は同じ角度で撮影してください
- ・窓全体が見えるように撮影してください
- ・内窓の場合は二重窓であることが分かるように（内窓を半分開けて引き違うなど）撮影してください
- ・写真を引き伸ばす等の加工はしないでください

工事箇所番号 5

工事箇所番号 6

工事箇所番号 7

工事箇所番号 8

(7) 補助金交付額の確定

実績報告書の内容が適正であると認められるときは、補助金の交付確定額を記載した補助金交付額確定通知書を申請者本人宛てに送付します。なお、補助対象設備の設置を確認するために、現地調査を行う場合があります。

(8) 補助金の交付請求

交付額確定通知書を受領後、速やかに「補助金交付請求書(様式第17号)」を郵送又は持参により仙台市環境局脱炭素経営推進課宛てに提出してください。

【注意点】

- ア 補助金を振り込む口座は申請者本人の名義である必要があります。申請者以外の名義の口座には振り込むことが出来ません。(申請者が法人の場合は、個人名義の口座には振り込むことが出来ません)
- イ 便宜上、(6)実績報告と同時に提出していただいても構いませんが、補助金交付額の確定後の請求となりますので、指令番号や日付は空欄としてください。

様式17号記入例

様式第17号

仙台市事業所断熱改修促進補助金交付請求書

令和9年1月15日

(あて先) 仙台市長

郵便番号 〒 980-0802

住所 仙台市青葉区二日町●番●号

申請者 名称 ●●株式会社

代表者氏名 代表取締役 仙台 太郎

法人の場合は「法人等」に、
個人又は個人事業主の場合は「個人」
にチェックを入れてください。

個人 法人等

令和 年 月 日付け仙台市（R7環脱経）指令第2222号で交付額確定通知がありました標記の補助金について、仙台市事業所断熱改修促進補助金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

請求金額は自動で入力されますので、振込先情報を入力してください。「銀行」、「支店」はプルダウンで変更できます。

請求金額	¥	9	3	3	0	0	0	円
振込先情報	金融機関名	●●銀行		●●本店				
	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金		<input type="checkbox"/> 当座預金				
	口座番号 (右詰)	1	2	3	4	5	6	7
	口座名義	フリガナ マルマル. カ ●●株式会社						

※口座名義人は申請者と同一名義としてください。

※首標金額の一桁上位の欄に¥印を記入してください。

<p>様式第17号</p> <p>仙台市事業所断熱改修促進補助金交付請求書</p> <p>令和9年1月15日</p> <p>(あて先) 仙台市長</p> <p>郵便番号 〒 980-0802</p> <p>住所 仙台市青葉区二日町●番●号</p> <p>申請者 名称 ●●株式会社</p> <p>代表者氏名 代表取締役 仙台 太郎</p> <p><input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 法人等</p> <p>令和 年 月 日付け仙台市（R7環脱経）指令第2222号で交付額確定通知がありました標記の補助金について、仙台市事業所断熱改修促進補助金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。</p>	<p>印刷範囲外にある以下の箇所に、 交付確定通知書に記載されている 日付や番号を記入してください。</p> <p>▼確定通知に記載された「確定年月日」と「番号」を入力してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>確定年月日</td> <td>令和9年1月10日</td> <td>確定番号</td> <td>2222</td> </tr> </table>	確定年月日	令和9年1月10日	確定番号	2222
確定年月日	令和9年1月10日	確定番号	2222		

(9) 補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで2ヶ月程度期間を要する場合があります。

【注意点】

- ア 補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でのご確認をお願いします。
- イ 特に年末と年度末は会計処理が集中するため、長めにお時間を戴く場合があります。

7. 取得財産の管理・処分

この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途(譲渡、交換、貸付など)に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、耐用年数の期間内に補助金により取得した設備を処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書(様式第18号)」を提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。承認を受けて取得財産等を処分した場合でも、取得した日の翌日を起算日として、日数に応じた補助額の返還を求めることがあります。また、取得財産等を処分することにより収入がある、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることを求めることがあります。

8. 条例に基づく温室効果ガス削減報告書の提出及び補助事業完了後の市への協力

この補助金の交付を受けた方で申請者と使用者が同一の場合は、条例第11条に基づき計画期間内において、事業者温室効果ガス削減報告書を提出する必要があります。また、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

なお、事業者温室効果ガス削減報告書を提出しなかった場合は、補助金の交付の決定を取り消す可能性がございます。その場合、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還していただきますので、十分ご注意ください。

提出先・問い合わせ先

仙台市環境局脱炭素経営推進課グリーン成長係

〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5F

TEL:022-214-8467 E-Mail:action_program@city.sendai.jp

開庁日時 平日8時30分～17時15分